

# 見守り 新鮮情報

## お使いの製品 リコール 対象製品では ありませんか？

リコール情報を  
確認しよう!!



台所に置いていた**ヒーター**から**火**が出た。水を掛けて火を消したが、ヒーターを外に出そうとした際に、**やけど**や**擦り傷**を負った。購入した家電量販店に連絡し調べてもらったところ、そのヒーターが**リコール対象製品**であることが分かった。  
(80 歳代)

### ひとこと 助言

確認しよう



見守るくん

- 製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。
- リコール対象製品の使用を続けると、火災やけがなどの事故につながる危険性があります。
- 消費者庁の「リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp/>)」などを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。
- メーカーが、所有者登録サービスを実施している場合があります。このサービスでは、リコールなどの安全情報を受け取ることができるので、利用するとよいでしょう。
- 事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第467号 (2023年11月14日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)

